

第一号第一様式 (第十七条第四項関係)

(社福) 蓮池福祉会法人単位資金収支計算書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
事業活動による収支	収			
	入			
	保育事業収入	250,294,000	250,298,770	-4,770
	経常経費寄附金収入	190,000	190,000	0
	受取利息配当金収入	3,000	3,279	-279
	その他の収入	800,000	800,394	-394
	事業活動収入計(1)	251,287,000	251,292,443	-5,443
支	出			
	人件費支出	205,448,000	205,319,857	128,143
	事業費支出	29,735,000	29,476,924	258,076
	事務費支出	16,335,000	15,721,037	613,963
	事業活動支出計(2)	251,518,000	250,517,818	1,000,182
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-231,000	774,625	-1,005,625
施設整備等による収支	収			
	入			
	施設整備等補助金収入	1,500,000	1,500,000	0
	施設整備等収入計(4)	1,500,000	1,500,000	0
支	出			
	固定資産取得支出	3,314,000	3,313,142	858
	施設整備等支出計(5)	3,314,000	3,313,142	858
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-1,814,000	-1,813,142	-858
その他の活動による収支	収			
	入			
	積立資産取崩収入	3,000,000	3,000,000	0
	その他の活動収入計(7)	3,000,000	3,000,000	0
	支			
出				
積立資産支出	1,000,000	1,000,000	0	
	その他の活動支出計(8)	1,000,000	1,000,000	0
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	2,000,000	2,000,000	0
	予備費支出(10)	0	—	0
		0		
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-45,000	961,483	-1,006,483
	前期末支払資金残高(12)	37,484,687	37,484,687	0
	当期末支払資金残高(11)+(12)	37,439,687	38,446,170	-1,006,483

第一号第三様式（第十七条第四項関係）

社会福祉事業事業区分資金収支内訳表

（自）令和 3年 4月 1日（至）令和 4年 3月31日

（単位：円）

勘定科目	社会福祉事業		合計	内部取引消去	事業区分合計
	蓮池保育園	鴻ノ巣保育園			
事業活動による収支			250,298,770	0	250,298,770
収入					
保育事業収入	139,496,450	110,802,320	250,298,770	0	250,298,770
経常経費寄附金収入	150,000	40,000	190,000	0	190,000
受取利息配当金収入	1,092	2,187	3,279	0	3,279
その他の収入	129,190	671,204	800,394	0	800,394
事業活動収入計(1)	139,776,732	111,515,711	251,292,443	0	251,292,443
支出					
人件費支出	113,995,184	91,324,673	205,319,857	0	205,319,857
事業費支出	16,142,077	13,334,847	29,476,924	0	29,476,924
事務費支出	8,214,104	7,506,933	15,721,037	0	15,721,037
事業活動支出計(2)	138,351,365	112,166,453	250,517,818	0	250,517,818
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	1,425,367	-650,742	774,625	0	774,625
施設整備等による収支					
収入					
施設整備等補助金収入	750,000	750,000	1,500,000	0	1,500,000
施設整備等収入計(4)	750,000	750,000	1,500,000	0	1,500,000
支出					
固定資産取得支出	1,023,000	2,290,142	3,313,142	0	3,313,142
施設整備等支出計(5)	1,023,000	2,290,142	3,313,142	0	3,313,142
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-273,000	-1,540,142	-1,813,142	0	-1,813,142
その他の活動による収支					
収入					
積立資産取崩収入	0	3,000,000	3,000,000	0	3,000,000
拠点区分間繰入金収入	38,000	0	38,000	-38,000	0
その他の活動収入計(7)	38,000	3,000,000	3,038,000	-38,000	3,000,000
支出					
積立資産支出	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000
拠点区分間繰入金支出	0	38,000	38,000	-38,000	0
その他の活動支出計(8)	1,000,000	38,000	1,038,000	-38,000	1,000,000
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-962,000	2,962,000	2,000,000	0	2,000,000
当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	190,367	771,116	961,483	0	961,483
前期末支払資金残高(11)	16,468,566	21,016,121	37,484,687	0	37,484,687
当期末支払資金残高(10)+(11)	16,658,933	21,787,237	38,446,170	0	38,446,170

(社福) 蓮池福祉会法人単位貸借対照表

令和 4年 3月31日現在

(単位: 円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	41,001,719	39,495,581	1,506,138	流 動 負 債	9,288,549	9,777,404	-488,855
現金預金	40,141,318	33,311,001	6,830,317	事業未払金	2,416,882	1,771,198	645,684
事業未収金	240,481	884,700	-644,219	預り金	0	4,500	-4,500
未収補助金	0	4,370,000	-4,370,000	職員預り金	138,667	235,196	-96,529
前払費用	619,920	929,880	-309,960	賞与引当金	6,733,000	7,766,510	-1,033,510
固 定 資 産	255,527,554	261,747,876	-6,220,322	負債の部合計	9,288,549	9,777,404	-488,855
基 本 財 産	103,960,484	108,157,510	-4,197,026	純 資 産 の 部			
土 地	8,792,900	8,792,900	0	基 本 金	56,128,900	56,128,900	0
建 物	95,167,584	193,892,100	-98,724,516	基 本 金	56,128,900	56,128,900	0
減価償却 累計額△	0	94,527,490	-94,527,490	国庫補助金等 特別積立金	40,054,963	41,608,782	-1,553,819
そ の 他 の 固 定 資 産	151,567,070	153,590,366	-2,023,296	国庫補助金等 特別積立金	40,054,963	41,608,782	-1,553,819
建 物	5,696,122	7,030,800	-1,334,678	そ の 他 の 積 立 金	131,501,601	133,501,601	-2,000,000
構 築 物	8,174,035	19,642,480	-11,468,445	人 件 費 積 立 金	63,501,601	62,501,601	1,000,000
器具及び備品	5,865,312	44,995,088	-39,129,776	施設・設備 整備積立金	68,000,000	71,000,000	-3,000,000
建設仮勘定	330,000	0	330,000	次期繰越活動 増減差額	59,555,260	60,226,770	-671,510
減価償却 累計額△	0	51,819,273	-51,819,273	次期繰越活動 増減差額	59,555,260	60,226,770	-671,510
ソフトウェア	0	239,670	-239,670	(うち当期活動 増減差額)	-2,671,510	-3,557,414	885,904
人件費積立 資産	63,501,601	62,501,601	1,000,000	純資産の部合計	287,240,724	291,466,053	-4,225,329
施設・設備整備 積立資産	68,000,000	71,000,000	-3,000,000	負債及び 純資産の部合計	296,529,273	301,243,457	-4,714,184
資産の部合計	296,529,273	301,243,457	-4,714,184				

第三号第三様式（第二十七条第四項関係）

社会福祉事業事業区分貸借対照表内訳表

令和 4年 3月31日現在

(単位：円)

勘定科目	社会福祉事業		合計	内部取引消去	事業区分合計
	蓮池保育園	鴻ノ巣保育園			
流動資産	18,154,371	22,915,348	41,069,719	-68,000	41,001,719
現金預金	18,084,535	22,056,783	40,141,318	0	40,141,318
事業未収金	69,836	238,645	308,481	-68,000	240,481
前払費用	0	619,920	619,920	0	619,920
固定資産	146,091,217	109,436,337	255,527,554	0	255,527,554
基本財産	103,960,484	0	103,960,484	0	103,960,484
土地	8,792,900	0	8,792,900	0	8,792,900
建物	95,167,584	0	95,167,584	0	95,167,584
その他の固定資産	42,130,733	109,436,337	151,567,070	0	151,567,070
建物	0	5,696,122	5,696,122	0	5,696,122
構築物	2,974,259	5,199,776	8,174,035	0	8,174,035
器具及び備品	2,824,873	3,040,439	5,865,312	0	5,865,312
建設仮勘定	330,000	0	330,000	0	330,000
人件費積立資産	17,001,601	46,500,000	63,501,601	0	63,501,601
施設・設備整備積立資産	19,000,000	49,000,000	68,000,000	0	68,000,000
資産の部合計	164,245,588	132,351,685	296,597,273	-68,000	296,529,273
流動負債	4,831,438	4,525,111	9,356,549	-68,000	9,288,549
事業未払金	1,402,381	1,082,501	2,484,882	-68,000	2,416,882
職員預り金	93,057	45,610	138,667	0	138,667
賞与引当金	3,336,000	3,397,000	6,733,000	0	6,733,000
負債の部合計	4,831,438	4,525,111	9,356,549	-68,000	9,288,549
基本金	56,128,900	0	56,128,900	0	56,128,900
基本金	56,128,900	0	56,128,900	0	56,128,900
国庫補助金等特別積立金	39,035,507	1,019,456	40,054,963	0	40,054,963
国庫補助金等特別積立金	39,035,507	1,019,456	40,054,963	0	40,054,963
その他の積立金	36,001,601	95,500,000	131,501,601	0	131,501,601
人件費積立金	17,001,601	46,500,000	63,501,601	0	63,501,601
施設・設備整備積立金	19,000,000	49,000,000	68,000,000	0	68,000,000
次期繰越活動増減差額	28,248,142	31,307,118	59,555,260	0	59,555,260
次期繰越活動増減差額	28,248,142	31,307,118	59,555,260	0	59,555,260
(うち当期活動増減差額)	-1,201,173	-1,470,337	-2,671,510	0	-2,671,510
純資産の部合計	159,414,150	127,826,574	287,240,724	0	287,240,724
負債及び純資産の部合計	164,245,588	132,351,685	296,597,273	-68,000	296,529,273

第一号第四様式 (第十七条第四項関係)

鴻ノ巣保育園拠点区分資金収支計算書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	
事業収入	保育事業収入	110,800,000	110,802,320	-2,320	
	委託費収入	101,615,000	101,615,720	-720	
	利用者等利用料収入	2,787,000	2,787,060	-60	
	利用者等利用料収入(一般)	2,787,000	2,787,060	-60	
	その他の事業収入	6,398,000	6,399,540	-1,540	
	補助金事業収入(公費)	6,312,000	6,312,920	-920	
	補助金事業収入(一般)	86,000	86,620	-620	
	経常経費寄附金収入	40,000	40,000	0	
	経常経費寄附金収入	40,000	40,000	0	
	受取利息配当金収入	2,000	2,187	-187	
	受取利息配当金収入	2,000	2,187	-187	
	その他の収入	671,000	671,204	-204	
	受入研修費収入	60,000	60,000	0	
	雑収入	611,000	611,204	-204	
	事業活動収入計(1)	111,513,000	111,515,711	-2,711	
	活動に要する支出	人件費支出	91,432,000	91,324,673	107,327
		職員給料支出	48,864,000	48,822,718	41,282
職員賞与支出		12,635,000	12,633,160	1,840	
非常勤職員給与支出		16,600,000	16,541,286	58,714	
退職給付支出		1,113,000	1,112,500	500	
法定福利費支出		12,220,000	12,215,009	4,991	
事業費支出		13,560,000	13,334,847	225,153	
給食費支出		6,410,000	6,403,468	6,532	
保健衛生費支出		450,000	448,052	1,948	
保育材料費支出		700,000	614,365	85,635	
水道光熱費支出		2,700,000	2,633,982	66,018	
燃料費支出		10,000	0	10,000	
消耗器具備品費支出		1,150,000	1,120,772	29,228	
保険料支出		220,000	206,290	13,710	
賃借料支出		1,900,000	1,893,908	6,092	
雑支出		20,000	14,010	5,990	
事務費支出		7,942,000	7,506,933	435,067	
福利厚生費支出		900,000	868,483	31,517	
職員被服費支出		200,000	186,004	13,996	
旅費交通費支出		10,000	1,260	8,740	
研修研究費支出		1,100,000	1,067,093	32,907	
事務消耗品費支出		480,000	470,492	9,508	
印刷製本費支出		50,000	14,025	35,975	
水道光熱費支出(務)		180,000	174,167	5,833	
修繕費支出		360,000	266,684	93,316	
通信運搬費支出		220,000	207,928	12,072	
会議費支出		30,000	1,014	28,986	
広報費支出		10,000	4,400	5,600	
業務委託費支出		1,500,000	1,416,833	83,167	
手数料支出		230,000	182,208	47,792	
保険料支出	320,000	309,960	10,040		
土地・建物質借料支出	1,176,000	1,176,000	0		
保守料支出	850,000	845,951	4,049		
雑支出	326,000	314,431	11,569		

事業・拠点 [0011:鴻ノ巣保育園]

第一号第四様式 (第十七条第四項関係)

鴻ノ巣保育園拠点区分資金収支計算書

(自) 令和 3年 4月 1日 (至) 令和 4年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
	事業活動支出計(2)	112,934,000	112,166,453	767,547
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-1,421,000	-650,742	-770,258
施設整備等による収支	収 入			
	施設整備等補助金収入	750,000	750,000	0
	施設整備等補助金収入	750,000	750,000	0
	施設整備等収入計(4)	750,000	750,000	0
	支 出			
	固定資産取得支出	2,291,000	2,290,142	858
	器具及び備品取得支出	1,037,000	1,036,142	858
	構築物取得支出	1,254,000	1,254,000	0
	施設整備等支出計(5)	2,291,000	2,290,142	858
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-1,541,000	-1,540,142	-858
その他の活動による収支	収 入			
	積立資産取崩収入	3,000,000	3,000,000	0
	施設・整備積立資産取崩収入	3,000,000	3,000,000	0
	その他の活動収入計(7)	3,000,000	3,000,000	0
	支 出			
	拠点区分間繰入金支出	38,000	38,000	0
	拠点区分間繰入金支出	38,000	38,000	0
	その他の活動支出計(8)	38,000	38,000	0
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	2,962,000	2,962,000	0
	予備費支出(10)	0	—	0
		0		0
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	0	771,116	-771,116
	前期末支払資金残高(12)	21,016,121	21,016,121	0
	当期末支払資金残高(11)+(12)	21,016,121	21,787,237	-771,116

第三号第四様式 (第二十七条第四項関係)

鴻ノ巣保育園拠点区分貸借対照表

令和 4年 3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
0001 流 動 資 産	22,915,348	22,202,308	713,040	0006 流 動 負 債	4,525,111	5,121,510	-596,399
1111 現 金 預 金	22,056,783	18,392,262	3,664,521	2112 事 業 未 払 金	1,082,501	1,131,983	-49,482
1131 事 業 未 収 金	238,645	611,166	-372,521	2132 預 り 金	0	4,500	-4,500
1133 未 収 補 助 金	0	2,269,000	-2,269,000	2133 職 員 預 り 金	45,610	49,704	-4,094
1163 前 払 費 用	619,920	929,880	-309,960	2152 賞 与 引 当 金	3,397,000	3,935,323	-538,323
0002 固 定 資 産	109,436,337	112,156,017	-2,719,680	負 債 の 部 合 計	4,525,111	5,121,510	-596,399
0004 そ の 他 の 固 定 資 産	109,436,337	112,156,017	-2,719,680	純 資 産 の 部			
1312 建 物	5,696,122	7,030,800	-1,334,678	0010 国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	1,019,456	959,360	60,096
1313 構 築 物	5,199,776	9,008,075	-3,808,299	3211 国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	1,019,456	959,360	60,096
1316 器 具 及 び 備 品	3,040,439	14,997,554	-11,957,115	0011 そ の 他 の 積 立 金	95,500,000	98,500,000	-3,000,000
1318 減 価 償 却 累 計 額	0	17,490,572	-17,490,572	3221 人 件 費 積 立 金	46,500,000	46,500,000	0
1322 ソ フ ト ウ ェ ア	0	110,160	-110,160	3222 施 設 ・ 設 備 整 備 積 立 金	49,000,000	52,000,000	-3,000,000
1331 人 件 費 積 立 資 産	46,500,000	46,500,000	0	0012 次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	31,307,118	29,777,455	1,529,663
1332 施 設 ・ 設 備 整 備 積 立 資 産	49,000,000	52,000,000	-3,000,000	3311 次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	31,307,118	29,777,455	1,529,663
				3312 (うち当期活動増減差額)	-1,470,337	-5,557,089	4,086,752
				純 資 産 の 部 合 計	127,826,574	129,236,815	-1,410,241
資 産 の 部 合 計	132,351,685	134,358,325	-2,006,640	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	132,351,685	134,358,325	-2,006,640

監査報告書

令和 4 年 6 月 1 日

社会福祉法人蓮池福祉会

理事長 武宮 朋哉 殿

監事 田村 廣幸 

監事 池田 陽一 

私たち監事は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

社会福祉法人 役員（理事・監事）名簿

- 1 法人名 社会福祉法人 運池福祉会
 2 所在地 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷1529番地3
 3 役員構成 令和4年4月1日 現在

役職名	氏名	当初就任年月日及び現在の任期		役職名	氏名	当初就任年月日及び現在の任期	
理事長	武宮 朋哉	当初 自 至	平成22年2月10日 令和3年6月23日 令和5年6月定時評議員会終結の時まで	評議員	橋口 正吉	当初 自 至	平成29年4月1日 令和3年6月23日 令和7年6月定時評議員会終結の時まで
理事	武宮 眞紀子	当初 自 至	平成22年2月10日 令和3年6月23日 令和5年6月定時評議員会終結の時まで	評議員	大神 慶法	当初 自 至	平成29年4月1日 令和3年6月23日 令和7年6月定時評議員会終結の時まで
理事	丸田 稔	当初 自 至	平成26年7月10日 令和3年6月23日 令和5年6月定時評議員会終結の時まで	評議員	岩永 愛子	当初 自 至	平成29年4月1日 令和3年6月23日 令和7年6月定時評議員会終結の時まで
理事	岩永 彰子	当初 自 至	平成28年5月31日 令和3年6月23日 令和5年6月定時評議員会終結の時まで	評議員	久田 千代乃	当初 自 至	平成29年4月1日 令和3年6月23日 令和7年6月定時評議員会終結の時まで
理事	一瀬 あづさ	当初 自 至	令和1年6月17日 令和3年6月23日 令和5年6月定時評議員会終結の時まで	評議員	福重 彪	当初 自 至	令和3年6月23日 令和3年6月23日 令和7年6月定時評議員会終結の時まで
理事	中尾 剛	当初 自 至	令和3年6月23日 令和3年6月23日 令和5年6月定時評議員会終結の時まで	評議員	岡野 シズ子	当初 自 至	令和3年6月23日 令和3年6月23日 令和7年6月定時評議員会終結の時まで
監事	田村 廣幸	当初 自 至	平成14年7月10日 令和3年6月23日 令和5年6月定時評議員会終結の時まで	評議員	守田 由美子	当初 自 至	令和3年6月23日 令和3年6月23日 令和7年6月定時評議員会終結の時まで
監事	池田 陽一	当初 自 至	平成26年7月10日 令和3年6月23日 令和5年6月定時評議員会終結の時まで				

社会福祉法人蓮池福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

(イ) 保育所の経営

(ロ) 一時預かり事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人蓮池福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷1529番地3に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会

の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前までに退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、会議等に出席した時は、報酬として3,000円を支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、会議等に出席した時は、報酬として3,000円を支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字馬四郎1530番地7、1529番地3
所在の鉄筋コンクリート造瓦葺2階建 蓮池保育園 園舎
1棟（1階635、2階243、08平方メートル）
- (2) 長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷字馬四郎1529番3
所在の蓮池保育園 敷地 1筆（445、12平方メートル）

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、長崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長崎県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長崎県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長崎県知事に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人連池福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 武 宮 真 哉
理 事 福 重 菊 馬
理 事 小 柳 勇 吉
監 事 長 岡 惣 作

附 則

この定款は、昭和41年 7月 5日から施行する。

附 則

この定款は、昭和61年12月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成 6年11月 4日から施行する。

附 則

この定款は、平成 9年10月16日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年 9月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年 2月 7日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年 2月 6日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年 7月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第5条で定める評議員の
人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名以上とする。

附 則

この定款は、平成31年 2月18日から施行する。